

奈良市告示第154号

奈良市崖地応急対策工事費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市崖地応急対策工事費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、崖崩れによる被害の拡大を防止し、市民の安全を確保するため、応急対策工事を行う崖地所有者等に対し、予算の範囲内で奈良市崖地応急対策工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 崖地 高さが3メートル以上かつ勾配が30度以上であって人工的に形成されていない傾斜地をいう。
- (2) 危険区域 崖の上にあつては崖の上端から当該崖の高さの1倍以内に相当する距離の土地、崖の下にあつては崖の下端から当該崖の高さの2倍以内に相当する距離の土地をいう。
- (3) 居住用建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物であつて、同条第4号に規定する居室を有し、現に居住の用に供している建築物をいう。
- (4) 崖地所有者等 現に発生した崖崩れによる被害を受けた崖地、危険区域の土地又は危険区域に建築されている居住用建築物の所有者又は管理者をいう。
- (5) 応急対策工事 現に発生した崖崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設施設等の工事その他の応急的な措置のための工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次

の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 崖地所有者等

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）に該当しない者であること。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる工事（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 市内に存する崖地に係る応急対策工事であること。

(2) 危険区域に、居住用建築物が存する工事であること。

(3) 崩土除去、樹木等の除去が目的の工事ではないこと。

(4) 住宅や建物を建築することを目的とする工事又は宅地の分譲を業とする者が営業として行う工事でないこと。

(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者が施工する工事であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業に要する経費とする。ただし、国、県その他各種団体が実施する補助制度を利用する場合は、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、600,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一箇所の応急対策工事につき1回限りとする。

（維持管理）

第7条 補助対象者は、補助金により工事が施された仮施設等々の機能を損なわないよう、当該施設等について適切に維持管理しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。